

剣道称号「鍊士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和3年5月31日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成24年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の鍊士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、鍊士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。
- ② 字数 400字以上800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号鍊士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「鍊士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 論文提出締切

令和4年2月28日（月）

5. 申込先 神奈川県剣道連盟

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-17-1 相鉄・岩崎学園ビル307号室

TEL 045-321-6175 FAX 045-321-6176

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 令和4年5月6日（金）

8. 削除

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和4年6月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせて公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

録 小 論 文 原 稿 用 紙 記 載 で の 留 意 事 項

- ① 市販 B4 縦書き四〇〇字詰め原稿用紙使用
 - ② 一、四行目表題と登録都道府県・氏名記入
 - ③ 五行目二段目よりお書きください。
 - ④ 二枚の原稿用紙 右上ホツチキスで止める
 - ⑤ 手書きによる自筆
鉛筆またはシャープペンシル書きは不可
 - ⑥ 左の凡例を参照してください。

心構成の書きはじめの行は〇一宇空けてください。心構成のあなたたの要點を記し、それを述べたうえで、心構成の「十九年三月十四日制定の一剣道規則」を定めた。この規則は、一九〇〇年三月三十日付の「第一回太なしさい」で施行された。